海上保安庁

（交通部長）海上保安官　尾関　良夫
国土交通省に出向させる
（国土交通省港湾局総務課長）
国土交通事務官　八木　一夫
海上保安官（交通部長）に昇任させる
一等海上保安監を命ずる（以上六月二十四日）
（総務部参事官）海上保安官　中野　宏幸
辞職を承認する（六月二十六日）
（国土交通省総合政策局情報政策課長）国土交通事務官　金子　英幸
海上保安官（総務部参事官）に昇任させる
一等海上保安監を命ずる
（総務部参事官）海上保安官　山本　博之
辞職を承認する（以上六月二十七日）
（国土交通省関東運輸局次長）
国土交通事務官　石澤　龍彦
海上保安官（総務部参事官）に昇任させる
一等海上保安監を命ずる（六月二十八日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、六月二十九日セーシェル国の国祭日につき、同月二十八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の四十一の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第二十四条の五十第二号の規定により公示する。

平成二十八年六月三十日

金融庁長官　森　　信親

貸金業法第二十四条の三十八第二項第四号に掲げる事項の変更

次の者が平成28年６月15日付で、公益理事を退任した。

役　　職	氏　　名
公益理事	内田　公三
	下谷内冨士子

次の者が平成28年５月28日付で、会員理事を退任した。

役　　職	氏　　名
会員理事	和田　哲哉

次の者が平成28年６月15日付で、会員理事を退任した。

役　　職	氏　　名
会員理事	西田　宜正

次の者が平成28年６月15日第９回定時総会において、公益理事に選任された。

役　　職	氏　　名
公益理事	平本　和生
	雉根　妙子

次の者が平成28年６月15日第９回定時総会において、会員理事に選任された。

役　　職	氏　　名
会員理事	齋藤　雅之

次の者が平成28年６月15日第９回定時総会において、会員監事に選任された。

役　　職	氏　　名
会員監事	岡本　　強

労　　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、佐賀労働局の関係事業主を代表する者陣内一博の死去に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成28年６月30日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、佐賀労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成28年７月14日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　佐賀労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

（注）１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国家試験

第58回原子炉主任技術者試験口答試験の施行

第58回原子炉主任技術者試験口答試験の施行について、原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年６月30日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

１．日時　平成28年９月２日（金）午前９時30分から

２．場所　東京セミナー学院会議室　東京都豊島区西池袋５－４－６　東京三協信用金庫ビル

３．受験の申込期間　平成28年７月１日（金）から平成28年７月22日（金）まで

４．受験の申込手続

⑴　試験を受けようとする者は、規則別記様式第３による受験申込書に規則第３条第２項各号のいずれかに該当することを証する書類（原子炉の運転に関する業務に６か月以上従事した者は、その原子炉設置者の発行する従事期間に関する証明書、原子力規制委員会の指定した講習機関等において原子炉の運転に関する課程を修了した者は、その講習機関等の長の発行する課程修了に関する証明書）を添えて提出すること。

⑵　受験申込書は、原子力規制委員会原子力安全人材育成センター業務課［郵便番号105－0001　東京都港区虎ノ門４－１－28　虎ノ門タワーズオフィス22階］へ電話連絡（電話番号03－6435－9704）の上、持参するか、上記宛て書留郵便（平成28年７月22日（金）までに必着）で送付すること。

⑶　受験申込書に記載した住所を変更した時は、その旨を文書で届け出ること。

⑷　受験申込書は、原子力規制委員会ホームページからダウンロードするか、申出により原子力規制委員会原子力安全人材育成センター業務課で交付する。郵便で申し出る場合には、その旨を明記し、返信用郵便切手を貼って、その送付先を記した封筒を同封すること。

５．合格者の発表　合格者の発表は、９月下旬頃官報に公告し、原子炉主任技術者免状を本人宛て送付する。

公　　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成28年６月30日

金融庁長官　森　　信親

１　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第１項第23号ロに該当するものとして届出を行った者の名称等

⑴　2006年３月８日付　The Silent Partnership（Tokumei Kumiai）Agreement（その後の変更等を含む）に基づく匿名組合の業務執行組合員等である

名称　有限会社メトロキャピタル

住所　東京都千代田区丸の内三丁目１番１号　東京共同会計事務所内